

○中央区立幼稚園・小・中学校における基準（ガイドライン）

大雨および暴風（台風）、大雪の発生における対応基準

東京２３区（中央区）に、特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）及び暴風警報、暴風雪警報（以下、特別警報等）が気象庁より発令されることが予想される、または発令された場合、以下の通り対応することを基準とする。

（１）登園・登校以前の対応について

日	判断時刻	状 況		対 応	
前 日	午後 ２時	特別警報等の 発令が予想される場合		臨時休業または登 園・登校時刻の繰り 下げ	学校ホームペ ージに掲載 「totoru」で 配信
	午 後 ５時	２３区のＪＲ・都 営・私鉄・地下鉄 各線のいずれかに おいて、計画運休 が発表された場合	当日、午前１０時まで に解除されない場合	臨時休業	
			当日、午前１０時まで に解除される場合	幼稚園：臨時休業 小中学校：午後登校 ＊給食なし	
	午後 ５時 以降	＊午後５時時点で一時的に判断をするが、それ 以降も同様の対応とする。			

日	判断時刻	状 況	対 応	
当 日	午前 ６時	特別警報等が 発令されている場合	自宅待機	学校ホームページに掲載 「totoru」で配信
		特別警報等が 発令されていない場合	通常登校・登園	
	午前 ７時	特別警報等が 発令されている場合	臨時休業	区ホームページに掲載 学校ホームページに掲載 「totoru」で配信
		特別警報等が 発令されていない場合	登園。登校時刻 １～２時間の繰り下げ	学校ホームページに掲載 「totoru」で配信

(2) 登園・登校以後の対応について

日	判断時刻	状 況	対 応	
当 日	在園・在校時	特別警報等が発令されている場合	園・学校待機 * 特別警報等が解除されるまで保護する。 * 保護者による引渡しが可能である場合は、引き渡しを行う。	学校ホームページに掲載 「tetoru」で配信